

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 3

【根拠条文】 法第27条の26第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 UBS証券会社 東京支店
日本における代表者 サイモン・パンズ

【住所又は本店所在地】 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア

【報告義務発生日】 平成 16年7月³¹~~30~~日

【提出日】 平成 16年8月13日

【提出者及び共同保有者の総数
(名)】 8 名

【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社タクマ
会社コード	6013
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所・大阪証券取引所
本店所在地	660-0806 兵庫県尼崎市金楽寺町2-2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス
代表者役職	日本における代表者、東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー（銀行） コンプライアンス部 仲野竜弥
電話番号	03-5208-7313

(2)【保有目的】

当行ロンドン支店及び他支店における中期的なディーリング目的により保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	364,000		30,000
新株引受権証書 (株)	A	-G	
新株予約権証券 (株)	B	-H	
新株予約権付社債券 (株)	C (*注)	-I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D	J	
株券預託証券			
株券関連預託証券	E	K	
対象有価証券償還社債	F	L	
合計 (株)	M 364,000	N	O 30,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		394,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.45%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.25%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

2 【提出者 (大量保有者) /2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユー・ビー・エス信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和61年4月1日
代表者氏名	枝廣 泰俊
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	銀行業務および信託業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユー・ビー・エス信託銀行株式会社 法規監理室長 大井正康
電話番号	03-5208-7781 (直通)

(2) 【保有目的】

信託業務を営む上で、国内の株式に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			401,000
新株引受権証券(株)	A	-G	
新株予約権証券(株)	B	-H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-I (*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 401,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		401,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.46%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.47%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

3 【提出者(大量保有者) / 3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成8年4月1日
代表者氏名	パトリック・オリヴァン
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 法規管理室部長 井之上秀一
電話番号	03-5208-7790 (直通)

(2) 【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			1,167,000
新株引受権証券(株)	A	-G	
新株予約権証券(株)	B	-H	
新株予約権付社債券(株)	C(*注)	-I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,167,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		1,167,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.33%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.33%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

4 【提出者(大量保有者) / 4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management (Americas) Inc
住所又は本店所在地	USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成1年6月19日
代表者氏名	Brian M. Storms
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2) 【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			760,000
新株引受権証券(株)	A	— G	
新株予約権証券(株)	B	— H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	— I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 760,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		760,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.87%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.87%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

5 【提出者(大量保有者) / 5】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management (UK) Limited
住所又は本店所在地	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和57年2月19日
代表者氏名	Paul Yates
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2) 【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			2,054,000
新株引受権証書(株)	A	--G	
新株予約権証券(株)	B	--H	
新株予約権付社債券(株)	C(*注)	--I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 2,054,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		2,054,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		2.34%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.38%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

6 【提出者(大量保有者) / 6】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management Life Ltd
住所又は本店所在地	21 Lombard Street, Lodon EC3V9AH, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成8年11月19日
代表者氏名	Michael Bishop
代表者役職	Managing Director
事業内容	保険類似の投資商品販売業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2) 【保有目的】

保険類似の投資商品販売業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			417,000
新株引受権証書(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	- I (*注)	
対象有価証券カバードワラント	D	J	
株券預託証券			
株券関連預託証券	E	K	
対象有価証券償還社債	F	L	
合計(株)	M	N	O 417,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		417,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.47%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.42%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

7 【提出者(大量保有者) / 7】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	サイモン・バンス
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2) 【保有目的】

国内の株式を自己勘定で保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	120,000	110,000	0
新株引受権証券 (株)	A	--	G
新株予約権証券 (株)	B	--	H
新株予約権付社債券 (株)	C (*注)	--	I (*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	120,000	110,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		120,000 110,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.14 0.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.12%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

8 【提出者 (大量保有者) / 8】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	GAM London Limited
住所又は本店所在地	12 St. James's Place, London SW1A 1NX, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和41年3月24日
代表者氏名	Andrew Hanges
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2) 【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			141,000
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C (*注)	—	I (*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		141,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.16%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.26%

9 【提出者 (大量保有者) / 9】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	GAM Hong Kong Limited
住所又は本店所在地	1601 Two Exchange Square, Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和58年3月1日
代表者氏名	Raymond Lee
代表者役職	Managing Director & Chief Operating Officer
事業内容	務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2) 【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			0
新株引受権証書 (株)	A	-	G
新株予約権証券 (株)	B	-	H
新株予約権付社債券 (株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.12%

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- | | |
|--|---|
| 1) ユービーエス・エイ・ジー (銀行) | 2) ユー・ビー・エス信託銀行株式会社 |
| 3) ユービーエス・グローバル・アセット マネージメント株式会社 | 4) UBS Global Asse Management (Americas) Inc. |
| 5) UBS Global Asse Management (UK) Limited | 6) UBS Global Asset Management Life Ltd |
| 7) UBS証券会社 東京支店 | 8) GAM London Limited |

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	484,000		4,970,000
新株引受権証書 (株)	A	-	G
新株予約権証券 (株)	B	-	H
新株予約権付社債券 (株)	C (*注)	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 484,000	N	O 4,970,000 5,165,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		5,454,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年 11月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		6.21%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		6.21%

(*従前の転換社債券)

委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシユトラーセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町1丁目5番一号大手ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店（以下「当行」という。）は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS証券会社 東京支店

サイモン・パンス

原文之

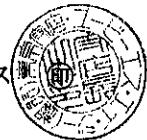
上記の証として、当社は、2004年3月15日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

本委任状は本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

日本における代表者

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアに本店を有するユー・ビー・エス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS証券会社 東京支店

サイモン・バンス
原文之

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス
野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

2004年3月15日

ユー・ビー・エス信託銀行株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア

代表取締役社長 枝廣 泰俊



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアに本店を有するユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS証券会社 東京支店

サイモン・バンス

原文之

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

2004年3月15日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア
代表取締役社長 カイ・アール・ソトープ



委任状（意識）

米国法に基づき設立され、本店を米国イリノイ州、シカゴ、ノースワッカー・ストリート1に有するユービーエス・グローバルアセットマネジメント（アメリカ）インク（以下、「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為により下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

グラハム・ポール・フランシス

原文之

ユービーエス・エイ・ジー（銀行） 東京支店

クラウス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、2003年12月29日、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

Mark F. Kemper

ヴァイスプレジデント

Mary Capasso

ディレクター

Power of Attorney

UBS Global Asset Management (Americas) Inc. ("Company") of One North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
4. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd., Tokyo Branch

Graham Paul Francis
Fumiyuki Hara


UBS AG, Tokyo Branch

Klaus Duss
Yasuo Nomoto

The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:


Mark F. Kemper
Secretary


Mary Capasso
Director

Dated: December 29, 2003

委任状（意識）

英国法に基づき設立され、英国、ロンドン、ロンバード・ストリート 21 に位置するユービーエス・グローバルアセットマネージメント（英国）リミテッド（以下、「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

グラハム・ポール・フランシス
原文之

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウス・ガブリエル・ダス
野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、2003年12月11日、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

Michael Pavey
署名権限者

Gill Clarke
署名権限者

POWER OF ATTORNEY

UBS Global Asset Management (UK) Ltd ("Company") of 21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% or more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
4. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd., Tokyo Branch

Graham Francis
Fumiyuki Hara


UBS AG, Tokyo Branch

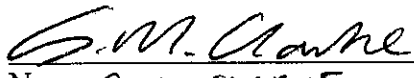
Klaus Duss
Yasuo Nomoto

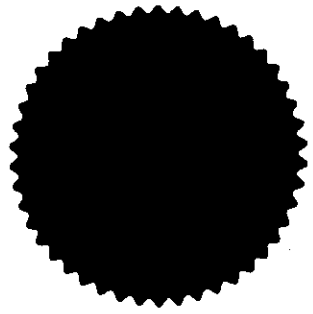
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:


Name MICHAEL PAVEY
Authorised signatory


Name GILL CLARKE
Authorised signatory



Dated: 11/12/03

委任状（意識）

英国法に基づき設立され、英国、ロンドン、ロンバード・ストリート 21 に位置するユービーエス・グローバルアセットマネジメントライフ リミテッド（以下、「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

グラハム・ポール・フランシス
原文之

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウス・ガブリエル・ダス
野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、2003年12月11日、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

Michael Pavey
署名権限者

Gill Clarke
署名権限者

POWER OF ATTORNEY

UBS Global Asset Management Life Ltd ("Company") of 21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% or more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
4. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd., Tokyo Branch

Graham Francis
Fumiyuki Hara

UBS AG, Tokyo Branch

Klaus Duss
Yasuo Nomoto

The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

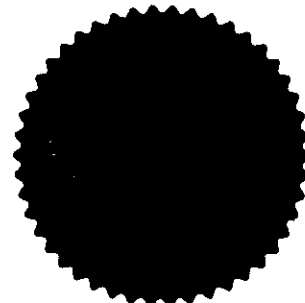
This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:



Name MICHAEL PAVET
Authorised signatory



Name GILL CLARKE
Authorised signatory



Dated: 11/12/03

委任状 (意訳)

英国、ロンドン市(郵便番号 SW1A 1NX)セントジェームズプレイス 12 に位置する、ガム ロンドン リミテッド (以下、「当社」という。) は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下、「報告書」という。) を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

グラハム ポール フランシス
原 文之

ユービーエス・エイ・ジー (銀行) 東京支店

クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス
野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

Andrew Hanges

署名権限者

Clare Dobie

署名権限者

2004年2月12日

GAM LONDON LIMITED

12 ST JAMES'S PLACE LONDON SW1A 1NX

TELEPHONE +44 (0) 20 7493 9990 FACSIMILE +44 (0) 20 7493 0715 INTERNET www.gam.com

Power of Attorney

GAM London Limited ("Company") of 12 St. James's Place, London SW1A 1NX, United Kingdom, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
4. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd., Tokyo Branch

Graham Paul Francis
Fumiyuki Hara

UBS AG, Tokyo Branch

Klaus Duss
Yasuo Nomoto

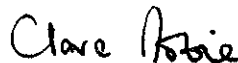
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:



Authorised signatory



Authorised signatory

Dated: 12 Feb. 2004